

障害者福祉充実に関する意見書（案）

4月から施行された「障害者自立支援法」は、現場を直視しない拙速な法成立・施行となったため、本村においては新制度を理解する時間が不足していること、制度移行のための課題が十分にこなしきれない、事業所においては日割り単位の報酬計算が膨大な実務量とともに、経営に大きな影響を及ぼしている、利用者においては法の仕組みがよくわからないまま施行日を迎えているなど、関係者間で混乱と不安が広がっています。

現に、事業者や当事者からは「障害者生活の実態を知っている人ならこのような法律はつくらない。これでは真の自立支援とは言えない。」と、悲痛に満ちた声が聞かれています。

また応益負担（定率一割負担）と自立支援医療導入による医療費の一割負担、食費・水光熱費負担等が利用者の生活に重くのしかかり、10月からの法完全実施にむけての不安はいっそう大きくなっています。

このようなもと、本村においては、障害者が安心して支援が受けられるよう、応益負担制度の撤廃など法そのものの見直しを国に求めると同時に、今後村独自に当事者の負担軽減等、障害者福祉を後退させないための諸施策を講ずることが急がれます。よって、下記事項の実施を求める意見書を提出いたします。

記

1. 定率一割負担となるすべての利用料の減免制度を創設すること。
2. 応益負担制度を撤廃するよう国に要求すること。
3. 「障害程度区分」認定については、障害者の生活実態に即した判定となるよう、審査会に専門性を持つスタッフを配置すること。
4. 一次判定が、障害者の生活実態に即して判定されるよう国に要求すること。
5. 従来村独自におこなってきた各種助成制度や手当、在宅福祉サービス等は継続し、サービス内容の現行水準を維持すること。
6. 事業者に迫られている10月からの事業形態の移行に際しては、関係者の意見を十分に聞くこと。同時に利用者にとって新たな負担増やサービスが不足することのないようにすること。また事業者の撤退を招かない等々、現行福祉水準を維持するために必要に応じて公的サービス事業を開始するなど独自制度を設けること。
7. 障害福祉計画策定にあたっては、単に国が示したガイドラインにそって数値目標を書き込むのではなく、障害者をはじめとする関係者の意見をよく把握し、要求を汲み上げてサービス量の見込みの数値にあてはめながら目標とし、推進すること。策定会議の内容は、ホームページ上での公開や傍聴を可能にするなど住民に開かれたものとする。
8. グループホーム利用者の家賃補助を講ずること。

2006年6月14日

茨城県那珂郡東海村議会

[提出先] 東海村村長 村上 達也 様